

印鑑レス通帳レス口座規定

(2024 年 1 月制定)

第1条 概要

- この規定は、当金庫の「印鑑レス通帳レス口座」に適用される事項を定めます。
- この規定は、「預金共通規定」「普通預金規定」「自動継続スーパー定期規定」「キャッシュカード規定」「アプリによる口座開設に関する特約事項」等関連する規定類（以下、「関連規定」という。）と一体として取扱われるものとし、この規定に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。

第2条 印鑑レス通帳レス口座

- 「印鑑レス通帳レス口座」は、個人のお客様を対象とし、紙製の通帳・ご利用明細の発行に代えて「京都信用金庫アプリ」の口座情報の照会サービスの利用により、お客様のスマートフォンにて残高および入出金明細を確認いただく預金口座のことをいいます。
- 「印鑑レス通帳レス口座」は、当金庫所定の手続きで口座を開設することにより利用できます。
- 「印鑑レス通帳レス口座」の取引印鑑は、口座開設後に別途当金庫所定の方法により届け出ることができます。ただし、定期預金口座開設においては、既に共通印鑑のお届けがある場合、共通印鑑口座として取り扱うものとします。
- 「印鑑レス通帳レス口座」は、通帳の発行を行いません。また、通帳有り口座等、他の口座へ切替えることはできません。
- 「印鑑レス通帳レス口座」の普通預金口座は、ICキャッシュカードを発行いたします。
- 以下の口座は、「印鑑レス通帳レス口座」の対象外とします。
 - 総合口座
 - 事業用口座
 - 少額貯蓄非課税制度（マル優）利用口座
 - 無利息型口座
 - 成年後見制度を利用する口座

第3条 取引方法

- 「印鑑レス通帳レス口座」は、原則、「京都信用金庫アプリ」またはATMのご利用によりお取引いただけます。
- 「印鑑レス通帳レス口座」への預入れ、払戻し、解約に関しては当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。
- 「京都信用金庫アプリ」およびATMで取扱いしていないお取引は、当金庫本支店いずれの店舗または郵送でお受けいたします。
- 「印鑑レス通帳レス口座」は、ATMによる振替入金や定期預金取引等、通帳によるサービスはご利用いただけません。

第4条 入出金明細確認方法

- 「印鑑レス通帳レス口座」の入出金明細は、「京都信用金庫アプリ」により照会できます。ただし、解約済みの定期預金や「京都信用金庫アプリ」への登録日以前の入出金明細については照会できません。
- 「京都信用金庫アプリ」のシステムメンテナンス時は、入出金明細の照会はできません。「京都信用金庫アプリ」のメンテナンスに関する詳細については、「京都信用金庫アプリ」のお知らせ一覧をご確認ください。
- 定期預金および「京都信用金庫アプリ」退会後の入出金明細の照会については、当金庫所定の手数料を申し受けます。

第5条 普通預金の預け入れ

当金庫本支店の店頭窓口にて現金、手形、小切手等を預け入れられる場合は、当金庫所定の書類の提出のほか、当該口座のキャッシュカードが必要です。

第6条 普通預金の払戻し・口座解約

当金庫本支店の店頭窓口にて払戻しまたは口座解約される場合は、当金庫所定の書類の提出のほか、当該口座のキャッシュカード、本人確認書類（運転免許証または個人番号カード）の提示が必要です。

第7条 定期預金取引

当金庫本支店の店頭窓口では取扱いいたしません。京都信用金庫アプリにてお取引いただけます。

第8条 口座振替の設定

預金口座振替依頼書をご提出される場合は、事前取引印鑑のお届けが必要です。

第9条 その他のお取引

1. 「京都信用金庫アプリ」およびATMで取扱いしていないお取引は、所定のお取引に限り、京信アプリカスタマーセンターにて郵送でお受けいたします。
2. 郵送によるお手続きをされる場合は、当金庫へ書類を送付いただく際に本人確認書類（運転免許証または個人番号カード）の写しを同封していただきます。また、第9条による取引印鑑のお届けが必要です。
3. 本条によるお手続きに係る手数料等は、当該口座または「京都信用金庫アプリ」代表口座から引落しさせていただきます。

第10条 取引印鑑のお届け

1. 口座振替等、取引印鑑をご捺印いただく各種お取引に係る書類のご提出には、取引印鑑のお届けが必要です。お届けを受け付ける際には、当金庫は所定の方法により本人確認等を行います。なお、お届けに应运じていただけない場合は、ご希望されるお取引をお断りさせていただきますことがあります。
2. 「印鑑レス通帳レス口座」以外の口座を保有され既に共通印鑑のお届けがある場合は、原則、共通印鑑口座として取り扱うものとします。

第11条 免責事項

1. 本人確認書類（運転免許証・個人番号カード）の提示を受け、本人からの申出であることを相当の注意をもって確認し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 前項を除く郵送による諸届および申出について、本人からの申出であることを相当の注意をもって確認し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第12条 規定の変更

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページの掲載、その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
2. 規定の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2024 年9月現在)